

第四十一号議案

東京都都税条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和五年二月十五日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都都税条例の一部を改正する条例

東京都都税条例（昭和二十五年東京都条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「書類」を「文書」に改め、「ものをいう」の下に「。次号において同じ」を加え、同条第四号中「もの」の下に「（当該文書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）」を加える。

第四条の三第七項中「第三百八十二条の三の証明書」の下に「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を、「に交付」の下に「（法第三百八十二条の四の規定により当該証明書に住所に代わる事項を記載したものの交付を含む。以下この項において同じ。）」を加える。

第三十五条第一項第二号中「並びに法第七十二条の二十八第二項」を「、法第七十二条の二十八第二項並びに法第七十二条の二十九第二項」に改め、同項第三号及び第四号中「第七十二条の二十八第二項」の下に「及び法第七十二条の二十九第二項」を加える。

第一百八条第一項、第三百三十条、第二百七条及び第二百十一条中「、法附則第六十三条若しくは法附則第六十四条」を「若しくは法附則第六十三条」に改める。

附則第十四条第十一号を削る。

附則第十五条の二（見出しを含む。）中「令和四年度分」を「令和五年度分」に改める。

附則第二十条中「令和四年度分」を「令和五年度分」に改め、同条第一号中「同条第二号イ」を「同条第三号イ」に改め

る。

附則第二十条の二（見出しを含む。）中「令和四年度分」を「令和五年度分」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第四条の三第七項の改正規定（「第三百八十二条の三の証明書」の下に「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える部分に限る。）及び第三十五条第一項の改正規定 公布の日
 - 二 第四条の三第七項の改正規定（「に交付」の下に「（法第三百八十二条の四の規定により当該証明書に住所に代わる事項を記載したものの交付を含む。以下この項において同じ。）」を加える部分に限る。）及び次項の規定 令和六年四月一日

（経過措置）

- 2 前項第二号に掲げる改正規定による改正後の東京都税条例第四条の三第七項の規定は、令和六年四月一日以後にされる地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二十条の十の規定による証明書（地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第六条の二十一第一項第四号に掲げる事項に係るものに限る。）又は同法第三百八十二条の三の規定による証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適用する。
- 3 この条例による改正前の東京都税条例（以下「旧条例」という。）第百十八条第一項、第百三十条、第二百七条、第二百十一条及び附則第十四条第十一号の規定は、令和二年四月三十日から令和三年三月三十一日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第七号。次項において「令和三年改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方税法附則第六十四条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する家屋及び構築物（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により家屋

及び構築物を引き渡して使用させる事業者が行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する家屋及び構築物を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該家屋及び構築物を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 旧条例第百十八条第一項、第百三十条、第二百七条、第二百十一条及び附則第十四条第十一号の規定は、令和三年四月一日から令和五年三月三十一日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に令和三年改正法附則第一条第四号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第六十四条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業者が行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 旧条例附則第十五条の二の規定は、令和四年度分の固定資産税については、なおその効力を有する。

6 旧条例附則第二十条及び附則第二十条の二の規定は、令和四年度分の都市計画税については、なおその効力を有する。

（提案理由）

負担水準が〇・六五を超える商業地等に係る固定資産税等の軽減措置及び小規模住宅用地に係る都市計画税の軽減措置を継続するほか、地方税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第一号）の施行等に伴い、所要の改正を行う必要がある。